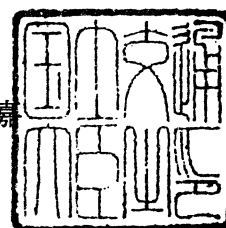


認定書

国住指第 3998 号
令和 3 年 3 月 23 日

アイジー工業株式会社
代表取締役社長 若尾 直 様

国土交通大臣 赤羽 一嘉



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号の二並びに同法施行令第 107 条の 2 第二号及び第三号（外壁（非耐力壁）：各 45 分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

QF045NE-0063(2)

2. 認定をした構造方法等の名称

人造鉱物繊維断熱材充てん／ポリイソシアヌレートフォーム裏張・鋼板・下張材 [木質系ボード、セメント板、火山性ガラス質複層板又はせっこうボード] 表張／せっこうボード重裏張／軽量鉄骨下地外壁

3. 認定をした構造方法等の内容

別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

1. 構造名

人造鉱物繊維断熱材充てん／ポリイソシアヌレートフォーム裏張・鋼板・下張材 [木質系ボード、セメント板、火山性ガラス質複層板又はせっこうボード] 表張／せっこうボード重裏張／軽量鉄骨下地外壁

2. 寸法等

- 1) 壁高さ、壁幅：構造計算等で構造安定性が確認できる寸法とする。
- 2) 壁厚さ：191mm以上
- 3) 胴縁間隔：610mm以下

3. 材料構成

1) 主構成材料

項目	仕様
外装材 断面形状については、断面形状図に示す。	①寸法 (mm) ・全幅：働き幅+34以上 ・働き幅：396以下 ・厚さ：15 ・最小厚さ：8.5以上 ・各部寸法許容差：±2 ②形状：平板 ③断面欠損率 (%)：20以下
表面材	①材料：次のいずれか一仕様とする。 ・塗装溶融 55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板 (JIS G 3322 (材質)) ・塗装溶融亜鉛－5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3318 (材質)) ・塗装溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3312 (材質)) ・溶融 55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板 (JIS G 3321 (材質)) ・溶融亜鉛－5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3317 (材質)) ・溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3302 (材質)) ・塗装／亜鉛めっき鋼板 (国土交通大臣認定不燃材料：NM-8697 (材質)) ・電気亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3313 (材質)) ・電気亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3313 (材質)) に塗装した材料 ・溶融亜鉛－アルミニウム－マグネシウム合金めっき鋼板 (JIS G 3323 (材質)、国土交通大臣認定指定建築材料：MSTL-0064, 0065, 0069 及び 0070) ・溶融亜鉛－アルミニウム－マグネシウム合金めっき鋼板 (JIS G 3323 (材質)、国土交通大臣認定指定建築材料：MSTL-0064, 0065, 0069 及び 0070) に塗装した材料 ・塗装ステンレス鋼板 (JIS G 3320 (材質)) (フェライト系に限る) ・熱間圧延ステンレス鋼板 (JIS G 4304 (材質)) (フェライト系に限る) ・冷間圧延ステンレス鋼板 (JIS G 4305 (材質)) (フェライト系に限る) ②塗装の有機質量 (g/m ²)：両面合計 65 以下 ③厚さ (mm)：0.35 以上 ④表面形状：平滑又はエンボス (エンボス深さ1mm以下)

つづく

1) 主構成材料のつづき

項目	仕様												
外装材のつづき	<p>①材料：ポリイソシアヌレートフォーム</p> <p>②厚さ (mm)：外装材の厚さから表面材と裏面材の厚さを減じた厚さ (但し、溝部を除く)</p> <p>③密度 (kg/m³)：38_{±5}</p> <p>④イソシアネート指数：270</p> <p>⑤標準組成 (質量%)：</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">ポリイソシアネート</td> <td style="padding-left: 20px;">60_{±6}</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">ポリエーテル系ポリオール</td> <td style="padding-left: 20px;">6_{±3}</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">ポリエステル系ポリオール</td> <td style="padding-left: 20px;">24_{±4}</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">難燃剤(りん・ハロゲン系)</td> <td style="padding-left: 20px;">6_{±2}</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">三量化触媒、整泡剤等</td> <td style="padding-left: 20px;">4_{±3}</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">発泡剤(HFO系)</td> <td style="padding-left: 20px;">9.7_{±3}(外割)</td> </tr> </table>	ポリイソシアネート	60 _{±6}	ポリエーテル系ポリオール	6 _{±3}	ポリエステル系ポリオール	24 _{±4}	難燃剤(りん・ハロゲン系)	6 _{±2}	三量化触媒、整泡剤等	4 _{±3}	発泡剤(HFO系)	9.7 _{±3} (外割)
ポリイソシアネート	60 _{±6}												
ポリエーテル系ポリオール	6 _{±3}												
ポリエステル系ポリオール	24 _{±4}												
難燃剤(りん・ハロゲン系)	6 _{±2}												
三量化触媒、整泡剤等	4 _{±3}												
発泡剤(HFO系)	9.7 _{±3} (外割)												
裏面材	<p>(1)～(2)のいずれか一仕様とする。</p> <p>(1)紙系</p> <p>①材料：次のいずれか一仕様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はり合わせアルミニウムはく ・アルミラミネート加工紙 <p>②厚さ (mm)：0.22_{±0.05}以上</p> <p>③有機質量 (g/m²)：100以下</p> <p>(2)鋼板系</p> <p>①材料：次のいずれか一仕様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塗装溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3322(材質)) ・塗装溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板(JIS G 3318(材質)) ・塗装溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3312(材質)) ・溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3321(材質)) ・溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板(JIS G 3317(材質)) ・溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3302(材質)) ・塗装/亜鉛めっき鋼板(国土交通大臣認定不燃材料：NM-8697(材質)) ・電気亜鉛めっき鋼板(JIS G 3313(材質)) ・電気亜鉛めっき鋼板(JIS G 3313(材質))に塗装した材料 ・溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板 (JIS G 3323(材質)、国土交通大臣認定指定建築材料：MSTL-0064, 0065, 0069 及び 0070) ・溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板 (JIS G 3323(材質)、国土交通大臣認定指定建築材料：MSTL-0064, 0065, 0069 及び 0070) に塗装した材料 ・塗装ステンレス鋼板(JIS G 3320(材質))(フェライト系に限る) ・熱間圧延ステンレス鋼板(JIS G 4304(材質))(フェライト系に限る) ・冷間圧延ステンレス鋼板(JIS G 4305(材質))(フェライト系に限る) <p>②塗装の有機質量 (g/m²)：両面合計 65 以下</p> <p>③厚さ (mm)：0.13 以上</p> <p>④表面形状：平滑又はエンボス(エンボス深さ1mm以下)</p>												

注) HFO：ハイドロフルオロオレフィン

つづく

1) 主構成材料のつづき

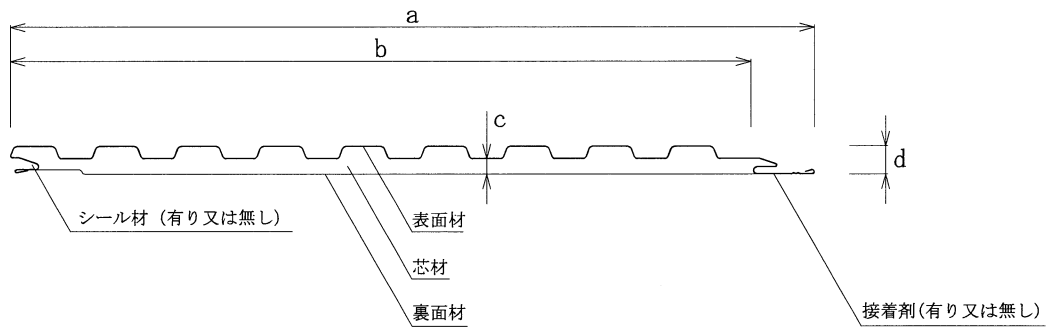
	項 目	仕 様
外 装 材 の つ づ き	シール材	①材質：次のいずれか一仕様又は組合せとする。 ・ポリウレタン系 ・アクリル系 ・アクリルウレタン系 ・アクリルシリコーン系 ・ポリサルファイド系 ・変成ポリサルファイド系 ・変成シリコーン系 ・エポキシ変成シリコーン系 ・ポリイソブチレン系 ・シリコーン系 ・ブチルゴム系 ・シリル化アクリレート系 ・シリコーン系マスチック ・油性コーキング材 ・ポリエチレン系 ・合成ゴム系 ・EPDM系(エチレン-プロピレン-ジエンゴム系) ・エチレン酢酸ビニル共重合体系 ・ポリアミド系 ・ポリオレフィン系 ・無し
	接着剤	①材質：次のいずれか一仕様とする。 ・ホットメルト系 ・無し ②使用量 (g/m) : 5以下

つづく

外装材断面形状図

単位：mm

外装材の寸法



a : 全幅 : $b + 34$ 以上

b : 働き幅 : 396以下

c : 断面欠損部最低厚さ : 8.5以上 (但し、合いじゃくり部を除く)

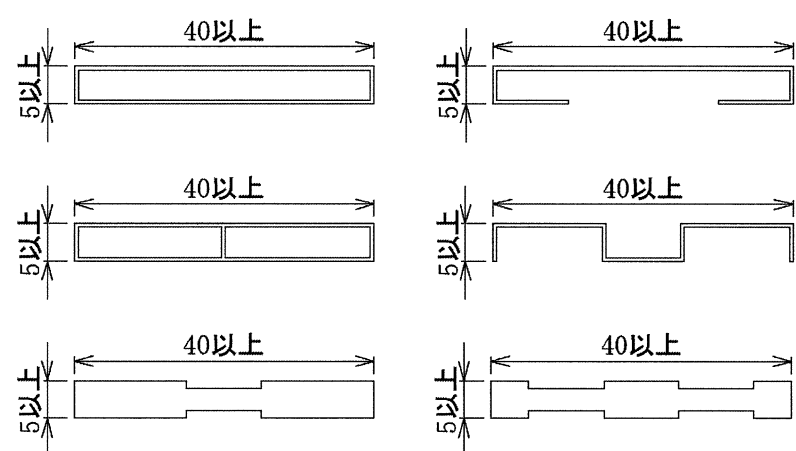
d : 厚さ : 15

断面欠損率 (%) : 20以下

(断面欠損率の計算方法)

断面欠損率 (%) = $\frac{\text{働き幅内における厚さ15以下の断面欠損部面積}}{(15 \times \text{働き幅})} \times 100$

1) 主構成材料のつづき

項目	仕様
通気胴縁	<p>①材料：1)～4)のいずれか一仕様とする。</p> <p>1)無し</p> <p>2)木質系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製材(日本農林規格) ・集成材(日本農林規格) ・単板積層材(日本農林規格) ・枠組壁工法構造用製材又は構造用たて継ぎ材(日本農林規格) ・構造用合板又は普通合板(日本農林規格) ・構造用パネル(日本農林規格) ・ミディアムデンシティファイバーボード(JIS A 5905) ・平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 ・平成13年国土交通省告示第1540号第二第三号に基づく枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 <p>3)鋼系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外装材 表面材と同じ 厚さ(mm)：0.5以上 <p>4)樹脂系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塩化ビニル系 ・ABS(アクリロニトリル-ブタジエン-スチレン)系 ・発泡ポリスチレン系 ・ポリスチレン系 ・EPDM(エチレン-プロピレン-ジエンゴム)系 ・ポリエチレン系 <p>②外形寸法(mm)：5×40以上(外装材横目地部は2本並べ又は5×80以上) 形状例</p>  <p>③間隔(mm)：610以下</p>

つづく

1) 主構成材料のつづき

項 目	仕 様
外装下地材	<p>(1)～(4)のいずれか一仕様とする。</p> <p>(1)木質系ボード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造用合板(日本農林規格に適合するもの) 厚さ (mm) : 9 以上 ・構造用パネル(日本農林規格に適合するもの) 厚さ (mm) : 9 以上 ・パーティクルボード(JIS A 5908) 厚さ (mm) : 9 以上 ・ミディアムデンシティファイバーボード(JIS A 5905) 厚さ (mm) : 9以上 密度 (g/cm³) : 0.70_{±0.05}以上 ・シージングボード(JIS A 5905) 厚さ (mm) : 12以上 密度 (g/cm³) : 0.33_{±0.03}～0.42_{±0.03} ・直交集成板 (日本農林規格に適合するもの) 厚さ (mm) : 36以上 ・単板積層材(日本農林規格に適合するもの) 厚さ (mm) : 25 以上 <p>(2)セメント板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木質系セメント板(JIS A 5404) 厚さ (mm) : 9 以上 ・パルプセメント板(JIS A 5414) 厚さ (mm) : 9 以上 ・繊維強化セメント板(JIS A 5430) 厚さ (mm) : 9 以上 ・両面アクリル樹脂系塗装/パルプけい酸質混入セメント板 (国土交通大臣認定準不燃材料: QM-0457) 厚さ (mm) : 9 以上 ・繊維混入けい酸カルシウム板 (国土交通大臣認定不燃材料: NM-8578) 厚さ (mm) : 9 以上 <p>(3)火山性ガラス質複層板(JIS A 5440)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚さ (mm) : 9 以上 <p>(4)せっこうボード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・せっこうボード(JIS A 6901) 厚さ (mm) : 9.5以上 ・強化せっこうボード(JIS A 6901) 厚さ (mm) : 12.5以上 ・両面ボード用原紙張/せっこう板 (国土交通大臣認定不燃材料: NM-4127) 厚さ (mm) : 9.5 以上 ・ボード用原紙張/ガラス繊維混入せっこう板 (国土交通大臣認定準不燃材料: QM-0954-1) 厚さ (mm) : 9.5 以上 ・ボード用原紙張/ガラス繊維混入せっこう板 (国土交通大臣認定準不燃材料: QM-0955-1) 厚さ (mm) : 9.5 以上 <p>・取付枚数: なし又は単板張り又は重ね張り</p>

つづく

1) 主構成材料のつづき

項目	仕様
胴縁	①材料及び断面形状：次のいずれか一仕様とする。 ・一般構造用軽量形鋼 C-100×50×20×1.6(mm)以上(JIS G 3350) ・高さ100、幅50、板厚1.6 (mm)以上で上記以上の断面二次モーメントを有する形鋼 ・一般構造用角形鋼管 □-100×50×1.6(mm)以上(JIS G 3466) 注)外装材の横目地部下地には2本並べて使用する。 但し、一般構造用角形鋼管 □-100×100×1.6(mm)以上であれば1本でも良い。
胴縁補助下地材	①材料：次のいずれか一仕様とする。 ・無し ・一般構造用圧延鋼材(JIS G 3101(材質)) ・熱間圧延軟鋼板及び鋼帯(JIS G 3131(材質)) ・建築構造用圧延鋼材(JIS G 3136(材質)) ②寸法 (mm) : L-25×25×1.6の断面寸法以上
充てん断熱材 (人造鉱物繊維断熱材)	①材料：次のいずれか一仕様とする。 ・グラスウール(JIS A 9504、JIS A 9521) ・ロックウール(JIS A 9504、JIS A 9521) ②厚さ (mm) : 100 以上 ③密度 (kg/m ³) : 16以上
スタッド	①材料：建築用鋼製下地材(めっき鋼板) ②断面形状及び寸法 (mm) : C-45×45×10×0.6以上
振れ止め	①材料：建築用鋼製下地材(めっき鋼板) ②断面形状及び寸法 (mm) : [-19×10×1以上
ランナー材	①材料：建築用鋼製下地材(めっき鋼板) ②断面形状及び寸法 (mm) : [-30×47×30×0.6以上
スペーサー	①材料：建築用鋼製下地材(めっき鋼板) ②板厚 (mm) : 0.7以上
内装材	①材料及び厚さ (mm) : 次のいずれか一仕様とする。 ・せっこうボード(強化せっこうボード含む、以下同じ。) (JIS A 6901) 厚さ (mm) : 下張 12.5 以上、上張 9.5 以上 ・せっこうボード(JIS A 6901) 厚さ (mm) : 下張9.5以上、上張12.5以上 ②端部形状：次のいずれか一仕様とする。 ・ベベル ・テーパー ・スクエア

2) 副構成材料

項目	仕様
防水紙	<p>①材料：1)～9)のいずれか一仕様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)透湿防水シート(JIS A 6111) 2)アスファルトフェルト 430(JIS A 6005) 3)アスファルトフェルト(単位面積質量 430g/m²未満の製品) 4)プラスチックシート 材質：次のいずれか一仕様とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・飽和ポリエステル ・ポリプロピレン ・ポリエステル ・ポリ塩化ビニル ・ABS(アクリロニトリル-ブタジエンスチレン)樹脂 ・ポリエチレン ・ポリスチレン ・ポリプロピレン・ポリエチレン共重合体 5)オレフィンシート 6)オレフィンシート+高分子吸収体(吸水ポリマー、メチルセルロース) 7)アルミニウム蒸着オレフィンシート 8)アルミ箔張りオレフィンシート 9)無し <p>②質量 (g/m²)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)、4)～8)：430未満
防湿材	<p>①材料：1)～9)のいずれか一仕様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)住宅用プラスチック系防湿フィルム(JIS A 6930) 2)包装用ポリエチレンフィルム(JIS Z 1702) 3)農業用ポリエチレンフィルム(JIS K 6781) 4)ポリプロピレンシート 5)アルミニウム蒸着ポリエチレンシート 6)アルミニウム蒸着ポリプロピレンシート 7)アルミニウムガラスクロス 8)アルミニウム箔 9)無し <p>②厚さ (mm) 及び質量 (g/m²)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)～4)厚さ：0.2 ±0.02 以下 単位面積質量(有機質量)：200 ±20 以下 5)～8)厚さ：1.0 ±0.1 以下 単位面積質量(有機質量)：200 ±20 以下

つづく

2) 副構成材料のつづき

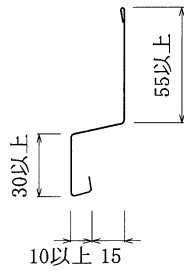
項目	仕様
目地部役物 A	<p>①材料：次のいずれか一仕様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塗装溶融 55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板 (JIS G 3322 (材質)) ・塗装溶融亜鉛－5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3318 (材質)) ・塗装溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3312 (材質)) ・溶融 55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板 (JIS G 3321 (材質)) ・溶融亜鉛－5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3317 (材質)) ・溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3302 (材質)) ・塗装／亜鉛めっき鋼板 (国土交通大臣認定不燃材料：NM-8697 (材質)) ・電気亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3313 (材質)) ・電気亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3313 (材質)) に塗装した材料 ・溶融亜鉛－アルミニウム－マグネシウム合金めっき鋼板 (JIS G 3323 (材質)、国土交通大臣認定指定建築材料：MSTL-0064, 0065, 0069 及び 0070) ・溶融亜鉛－アルミニウム－マグネシウム合金めっき鋼板 (JIS G 3323 (材質)、国土交通大臣認定指定建築材料：MSTL-0064, 0065, 0069 及び 0070) に塗装した材料 ・塗装ステンレス鋼板 (JIS G 3320 (材質)) (フェライト系に限る) ・熱間圧延ステンレス鋼板 (JIS G 4304 (材質)) (フェライト系に限る) ・冷間圧延ステンレス鋼板 (JIS G 4305 (材質)) (フェライト系に限る) <p>②塗装の有機質量 (g/m²)：両面合計 65 以下</p> <p>③厚さ (mm)：0.35 以上</p> <p>④断面形状：目地部役物 A 図参照</p>
目地部役物 B	<p>①材料：目地部役物 A と同じ</p> <p>②塗装の有機質量 (g/m²)：目地部役物 A と同じ</p> <p>③厚さ (mm)：目地部役物 A と同じ</p> <p>④断面形状及び排水溝孔寸法：目地部役物 B 図参照</p>

つづく

目地部役物図

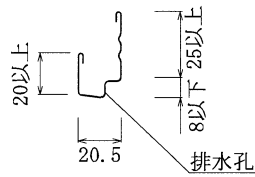
単位：mm

目地部役物A

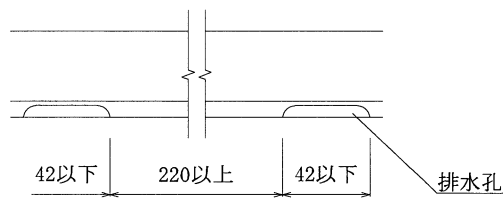


断面詳細図

目地部役物B



断面詳細図



背面図

2) 副構成材料のつづき

項目	仕様
留め具	<p>外装材用</p> <p>①材料：タッピンねじ ②材質：鋼製又はステンレス製 ③寸法 (mm)：(1) $\phi 3.5 \times L19$ 以上(2) $\phi 3.5 \times L28$ 以上(3) $\phi 3.5 \times L37$ 以上 ④胴縁への打ち込み深さ (mm)：15 以上 ⑤間隔 (mm)：396 以下</p>
	<p>通気胴縁用</p> <p>①材料：タッピンねじ ②材質：鋼製又はステンレス製 ③寸法 (mm)：$\phi 3.5 \times L19$ 以上</p>
	<p>外装下地材用</p> <p>①材料：タッピンねじ ②材質：鋼製又はステンレス製 ③寸法 (mm)：$\phi 3.0 \times L15$ 以上</p>
	<p>防水紙用</p> <p>①材料：次のいずれか一仕様又は組合せとする。 1) テープ 材質：次のいずれか一仕様とする。 ・ブチル系 ・ゴムアス系 ・アクリル系 ・ポリエステル系 ・塩化ビニル系 ・アスファルト系 ・EPDM系(エチレン-プロピレン-ジエンゴム系) ・グラスファイバー系 2) タッピンねじ 材質：鋼製又はステンレス製 寸法 (mm)：$\phi 3.0 \times L10$ 以上 3) 造作用接着剤(JIS A 5549) ②質量 (g/m)：180 以下 (2) を除く)</p>
	<p>充てん断熱材用</p> <p>①材料：防水紙用と同じ ②質量 (g/m²)：320 以下</p>
	<p>防湿材用</p> <p>①材料：防水紙用と同じ ②質量 (g/m)：防水紙用と同じ</p>
	<p>内装材用</p> <p>①材料及び寸法 (mm)：内装材の仕様に応じて以下とする。 ・せっこうボード 厚さ 下張 12.5 以上、上張 9.5 以上の場合 下張 タッピンねじ $\phi 3.0 \times L20$ 以上 上張 タッピンねじ $\phi 3.5 \times L32$ 以上 材質：鋼製又はステンレス製 ・せっこうボード 厚さ 下張 9.5 以上、上張 12.5 以上の場合 下張 タッピンねじ $\phi 3.0 \times L20$ 以上 上張 タッピンねじ $\phi 3.5 \times L32$ 以上 材質：鋼製又はステンレス製 ②間隔 (mm)：下張 外周 400 以下、中間部 600 以下 上張 外周 200 以下、中間部 300 以下</p>

つづく

2) 副構成材料のつづき

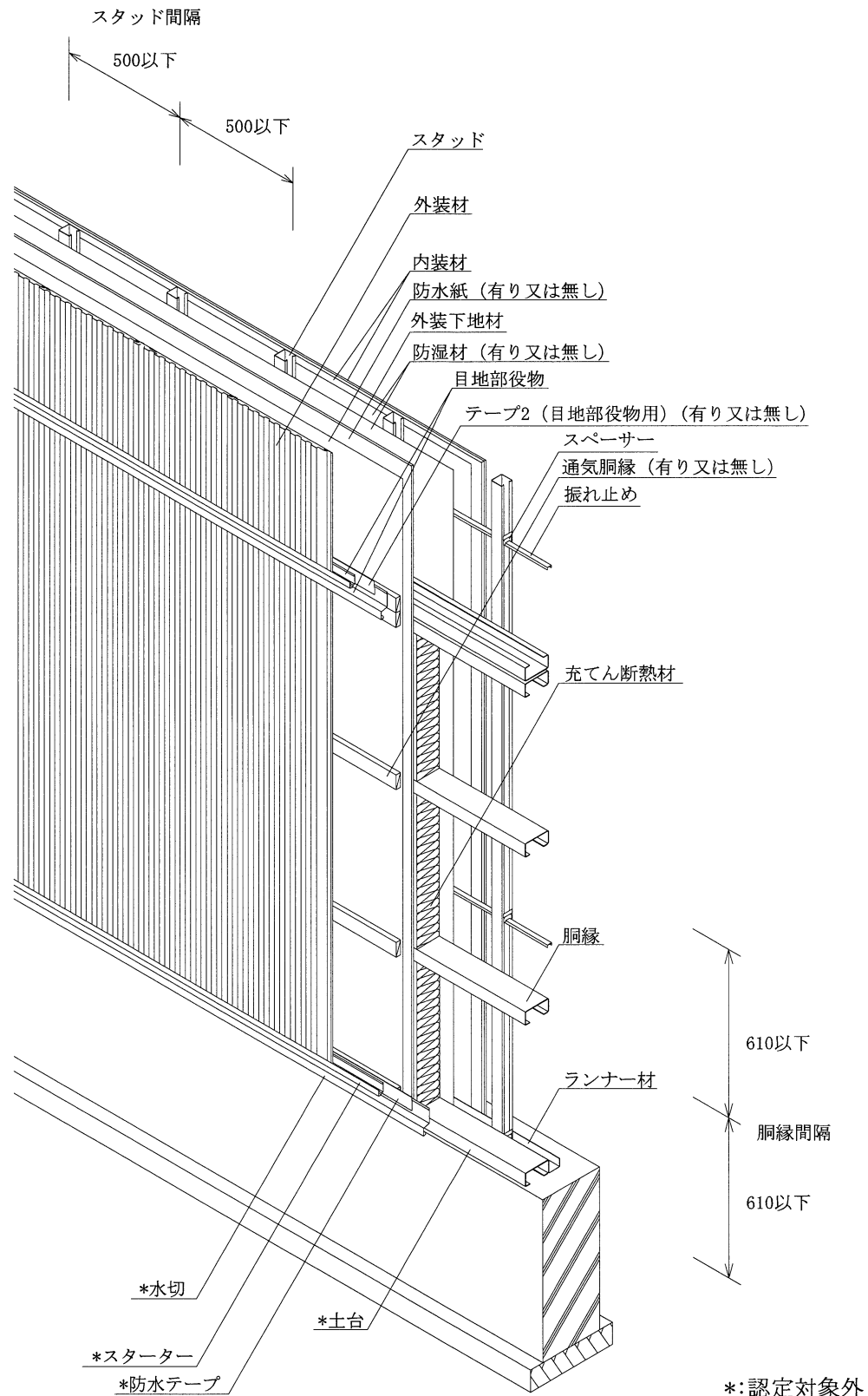
項目	仕様
外装下地材用目地処理材	①材料：次のいずれか一仕様又は組合せとする。 ・ロックウールフェルト系テープ ・目地パテ（せっこうボード用目地処理材（JIS A 6914）、せっこう系パテ又は炭酸カルシウム系パテ） ・目地テープ（ジョイントテープ（JIS A 6914）又はガラス繊維ネット） ・無し
テープ1 （防水紙用）	①材質：次のいずれか一仕様又は組合せとする。 ・ゴムアス系 ・ブチル系 ・アクリル系 ・ポリエステル系 ・塩化ビニル系 ・アスファルト系 ・EPDM系（エチレン-プロピレン-ジエンゴム系） ・グラスファイバーテープ ・無し ②質量（g/m）：200以下
テープ2 （目地部役物用）	①材質：テープ1（防水紙用）と同じ ②質量（g/m）：テープ1（防水紙用）と同じ
テープ3 （防湿材用）	①材質：テープ1（防水紙用）と同じ ②質量（g/m）：テープ1（防水紙用）と同じ
目地材	①材質：(1)～(5)のいずれか一仕様とする。 (1)無し (2)シーリング目地 1)シーリング材の材質：次のいずれか一仕様とする。 ・ポリウレタン系 ・アクリル系 ・アクリルウレタン系 ・ポリサルファイド系 ・変成ポリサルファイド系 ・変成シリコーン系 ・ポリイソブチレン系 ・シリコーン系 ・ブチルゴム系 ・シリル化アクリレート系 ・シリコーン系マスチック ・油性コーキング材 ・ポリエチレン系 ・合成ゴム系 ・EPDM系（エチレン-プロピレン-ジエンゴム系） (3)ガスケット目地 1)ガスケット材の材質：次のいずれか一仕様とする。 ・シリコーン系 ・合成ゴム系 ・EPDM系（エチレン-プロピレン-ジエンゴム系） ・エチレン酢酸ビニル共重合体系 ・クロロプレン系 ・軟質ポリ塩化ビニル系

つづく

2) 副構成材料のつづき

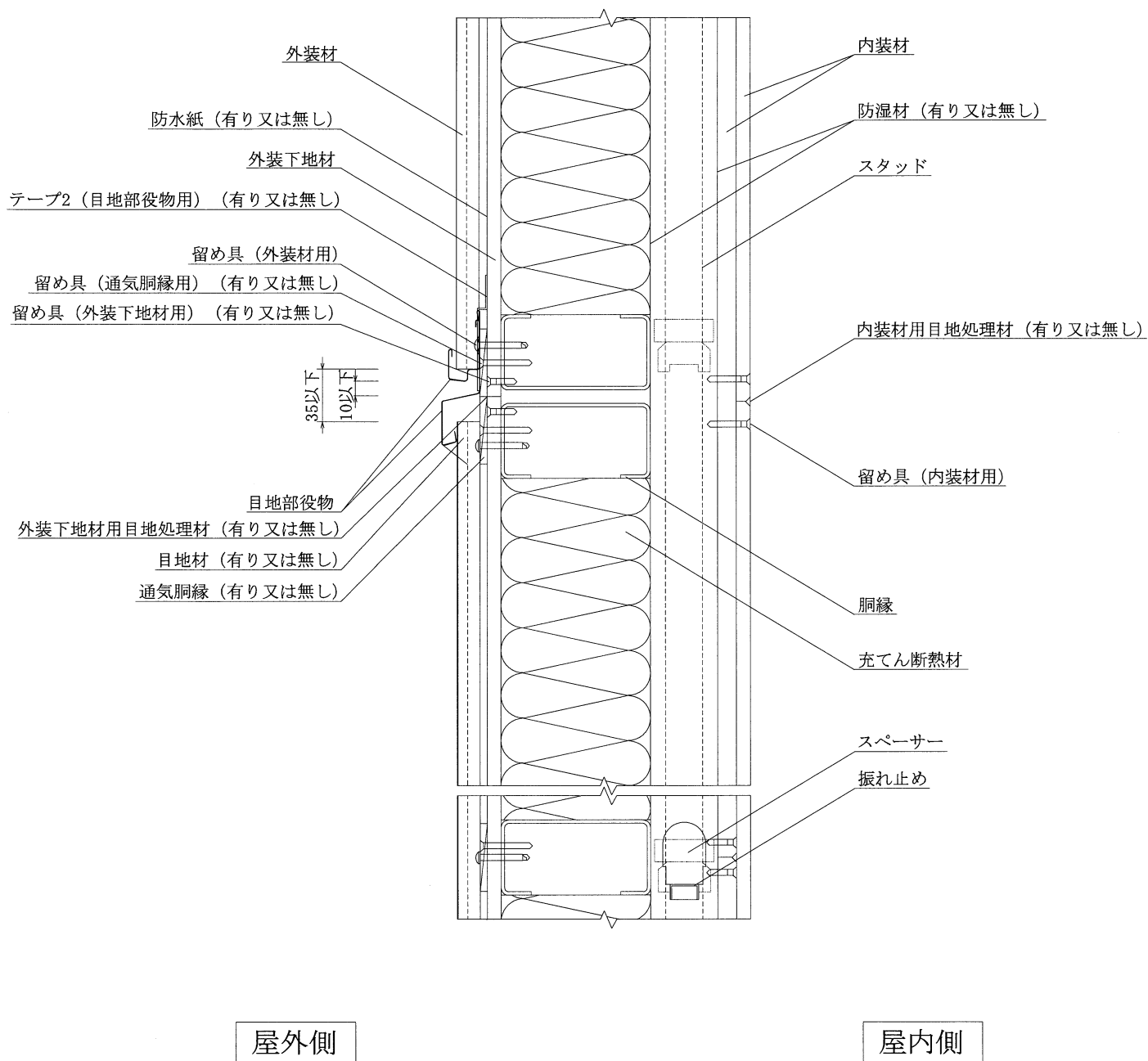
項目	仕様
目地材のつづき	<p>(4)シーリング+バックアップ材併用目地</p> <p>1)シーリング材の材質：シーリング目地のシーリング材と同じ。</p> <p>2)バックアップ材の材質：次のいずれか一仕様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シリコーン系 ・合成ゴム系 ・EPDM系(エチレン-プロピレン-ジエンゴム系) ・エチレン酢酸ビニル共重合体系 ・フッ素樹脂系 ・ポリアミド系 ・ポリオレフィン系 ・ポリエチレン系 ・ポリプロピレン系 ・ポリスチレン系 ・シリコーンゴム系 ・クロロプレンゴム系 ・ロックウール系 ・グラスウール系 ・セラミックファイバー系 ・アルカリアースシリケート系（生体溶解性繊維） <p>(5)ガスケット+バックアップ材併用目地</p> <p>1)ガスケット材の材質：ガスケット目地のガスケット材と同じ。</p> <p>2)バックアップ材の材質：シーリング+バックアップ材併用目地のバックアップ材と同じ。</p>
内装材用目地処理材	<p>目地パテ</p> <p>①材料：次のいずれか一仕様又は組合せとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無し ・せっこう系パテ ・炭酸カルシウム系パテ <hr/> <p>目地テープ</p> <p>①材料：次のいずれか一仕様又は組合せとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無し ・ガラス繊維 ・ジョイントテープ（JIS A 6914）

単位：mm



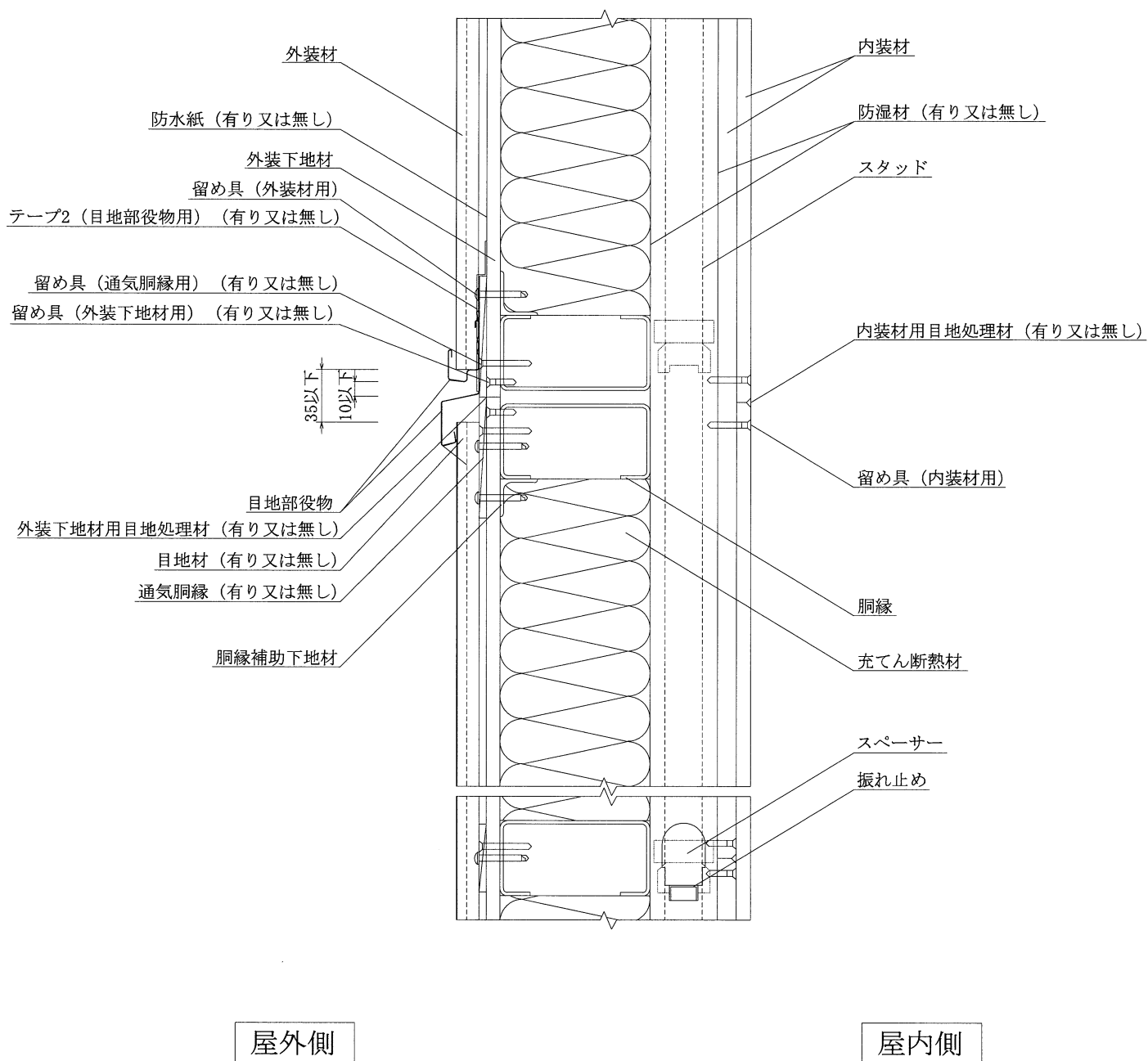
透視図

胴縁補助下地材無し



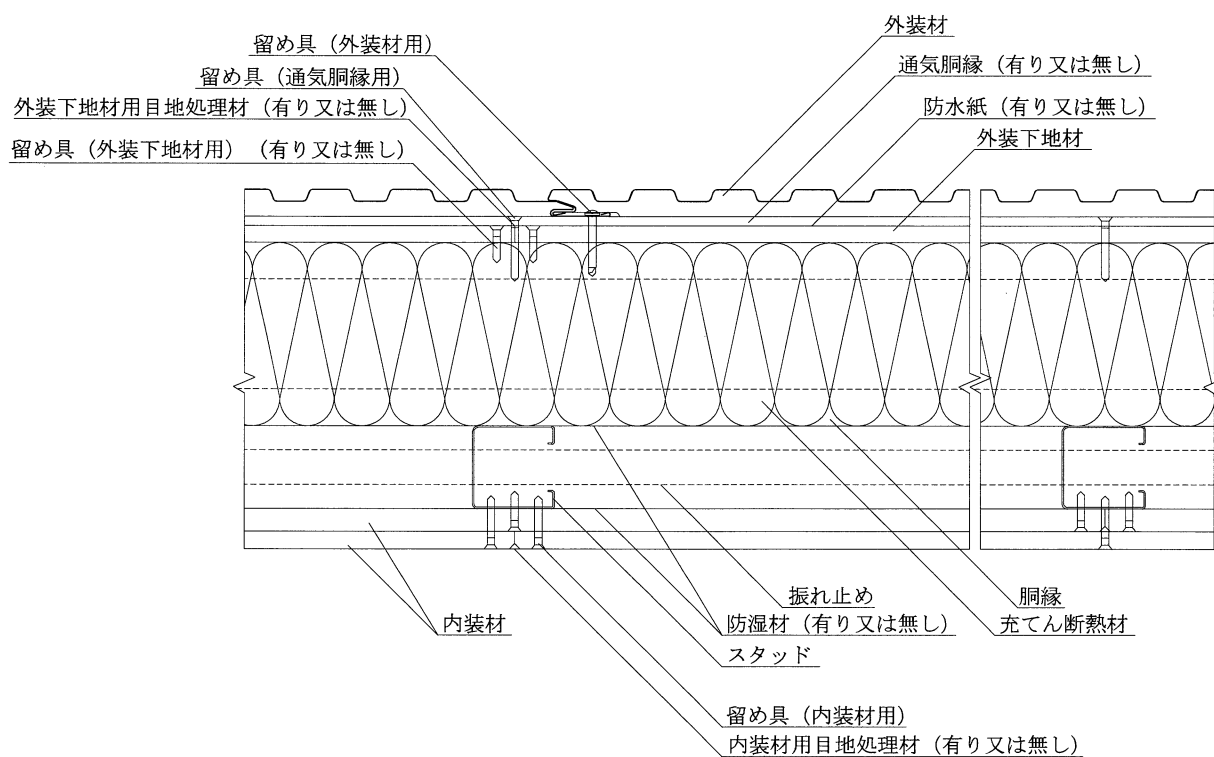
鉛直断面詳細図

胴縁補助下地材有り



鉛直断面詳細図

屋外側



屋内側

水平断面詳細図

5. 標準施工方法

1) 胴縁の施工

胴縁は 610 mm以下の間隔で水平に配置し、構造躯体に取り付けた胴縁受け材に溶接又はボルト接合によって取り付ける。構造躯体、胴縁受け材及び胴縁間の接合部は十分な強度を確保する。

2) 胴縁補助下地材の施工

胴縁補助下地材を使用する場合は、通し材又はピース材を水平に配置し、胴縁に溶接又はボルト接合によって取り付ける。このとき胴縁と胴縁補助下地材間の接合部は十分な強度を確保する。

3) 外装下地材の施工

外装下地材は、留め具(外装下地材用)を用いて胴縁に留め付ける。また、必要に応じて目地部には外装下地材用目地処理材を施す。

4) 防水紙の施工

防水紙を使用する場合は、留め具(防水紙用)を用いて留め付ける。

この際、防水の万全を期すために重ね代は 90 mm以上とし、必要に応じてテープ 1(防水紙用)を貼り付ける。

5) 通気胴縁の施工

通気胴縁を使用する場合は、胴縁の屋外表面側に配置し留め具(通気胴縁用)を用いて胴縁に留め付ける。また、必要に応じてテープ 1(防水紙用)とテープ 3(防湿材用)の合計有機質質量を超えない範囲で両面テープ等用いて仮止めする。その際、十分な通気経路を考慮するならば通気胴縁を切り離し隙間を設ける。

6) 下端の水切・スターターの施工

下端部の水切・スターターを使用する場合は、壁面の下端となるところに土台と平行にリベット又はビス等を用いて留め付ける。

7) 外装材の施工

外装材は、留め具(外装材用)を用いて胴縁又は胴縁補助下地材に留め付ける。次に二枚目のメス部を一枚目のオス部に差し込み、二枚目のオス部を留め具(外装材用)を用いて胴縁又は胴縁補助下地材に留め付ける。三枚目以降順次繰り返して連続した壁面を形成する。

8) 外装材の目地処理

横目地部は、目地部役物を胴縁に留め付ける。その際、防水の万全を期すために必要に応じて、目地部役物と防水紙との重なり部にテープ 2(目地部役物用)を貼り付ける。次いで、その上に外装材を留め付ける。その際、防水の万全を期すためには、目地部役物と外装材との隙間を目地材でシールする。

9) 充てん断熱材の施工

充てん断熱材は、留め具(充てん断熱材用)を用いて壁内に充てんする。

10) 防湿材の施工

防湿材を使用する場合は、留め具(防湿材用)を用いて留め付ける。

この際、防水の万全を期すために重ね代は 30 mm以上とし、必要に応じてテープ 3(防湿材用)を貼り付ける。

11) 内装下地材等の施工

- ・ 上、下のランナーの固定
ランナーは、打込みピンなどを 900 mm 以下の間隔で留め付け、土台、床、天井等に固定する。ランナー両端部は端部より 50 mm 内側を固定する。
- ・ スタッドの切断
スタッドは、壁の高さに合わせて切断する。スタッドの長さ(高さ)は、上部ランナー上端より 5 mm 以上短いものとする。また、振れ止めが水平に通るよう、スタッドにある振れ止め用の貫通孔を正しい位置に設けること。
- ・ スペーサーの取付
スペーサーは、各スタッドの端部を押さえ間隔 600 mm 以下で留め付ける。スタッド両端のスペーサーは、スタッドの建込みを容易にするため端よりずらしておき、建込み後に上下のランナーの近くにセットする。
- ・ スタッドの建込み
スタッドは、間隔 500 mm 以下で上下のランナーに差し込み取り付ける。
- ・ 振れ止めの取付
振れ止めは、床面ランナー下端から 1200 mm 以下毎に設ける。但し、上部ランナーから 400 mm 以内に振れ止めが位置する場合は、その振れ止めは省略することができる。振れ止めは、スタッド側面にあらかじめ設けられた孔に通し、浮きが生じないようにスペーサーで押さえ取り付ける。

12) 防湿材の施工

防湿材を使用する場合は、留め具(防湿材用)を用いて留め付ける。
この際、防水の万全を期すために重ね代は 30 mm 以上とし、必要に応じてテープ 3(防湿材用)を貼り付ける。

13) 内装材の施工

下張用内装材は、スタッドに留め具(内装材用)を用いて外周部 400 mm 以下、中間部 600 mm 以下の間隔で留め付ける。上張用内装材は、スタッドに留め具(内装材用)を用いて外周部 200 mm 以下、中間部 300 mm 以下の間隔で留め付ける。下張と上張の目地はお互いに揃わないよう割り付ける。目地部には、必要に応じて内装材用目地処理材を施す。